

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	令和7年12月16日	決裁	令和	年	月	日
議長	副議長	局長	次長	副主幹	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	文書取扱主任

第24回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	令和7年11月21日(金曜日)	開会9時53分	閉会11時33分
開催場所	第二・第三委員会室		
出席委員	藤田、好川、荒木、福井、高橋、木下、堀、三上、田村、山口	事務局	寺嶋事務局長
欠席委員	なし		壽崎次長
説明員	別紙のとおり		林事務補
議件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。		
	(1) 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について		
	(2) 令和7年度滝川市立病院経営強化プラン推進委員会の開催報告について		
	(3) 経営状況について		
	(4) 令和7年度一般会計補正予算について(中空知衛生施設組合負担金)		
	(5) 令和7年度一般会計補正予算について(障害者自立支援給付支払等システムの標準化対応の延期に伴うシステム改修委託料の減額、障害者自立支援給付支払等システム改修委託料の支払いに係る債務負担行為の設定)		
	(6) 専決処分について(令和7年度一般会計補正予算)		
	(7) 令和7年度介護保険特別会計補正予算(第2号)について		
	(8) (仮称)子育てと健康の拠点複合施設の事業化について		
	(9) 滝川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する条例について		
(10) 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について			
(11) 令和7年度一般会計補正予算について(健康管理システムの標準化の延期に伴うシステム改修委託料等の減額、健康管理システム標準化対応委託料の支払いに係る債務負担行為の設定)			
議 事 の 概 要	2 請願第2号 市民のいのちと健康を守る「地域医療」を維持するために衆参議院・政府及び関係省庁への「意見書」上申を求める請願について (令和7年11月18日受付)		
	寄谷議員より請願の趣旨説明を行い、質疑応答を行った。		
	3 第4回定例会以降の調査事項について		
	別紙調査項目のとおり決定した。		
議 事 の 概 要	4 その他について		
	なし		

5 次回委員会の日程について

12月3日（水）議会運営委員会終了後に開催することに決定した。

上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 藤田哲也 ㊟

第24回 厚生常任委員会

R7.11.21 (金)10:00～

第二・第三委員会室

開 会 9:53

委員長 おはようございます。ただいまより、第24回厚生常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 ただいまの出席委員数は、全員出席いただいております。議長に出席いただいております。傍聴は、寄谷議員、荻野議員、安樂議員、柴田議員が傍聴されています。報道は、株式会社空知新聞社、株式会社北海道新聞社、株式会社北海道建設新聞社に許可をしております。

1 所管からの報告事項について

委員長 それでは、1、所管からの報告事項についてです。◎につきましては、議案関連でございますので、ご留意願います。

市立病院、(1)について説明を求めます。

(1) 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

(別紙資料に基づき説明する。)

倉本課長
委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 ないようですので、(1)につきましては報告済みといたします。続きまして、(2)について説明を求めます。

(2) 令和7年度滝川市立病院経営強化プラン推進委員会の開催報告について

(別紙資料に基づき説明する。)

金子次長
委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

福 井

大きく2つ、全部で4つ確認させていただきたいと思います。

まず、1つ目なのですが、初任給、基本給基準見直しの保留ということで、お給料の議論というのは病院職員さんのみならず一般職員さん、教職員さんも恐らく動揺されていらっしゃるかと思いますので、まず病院として病院職員さんに対してどのようにこの一件のことをご説明されたのかお伺いいたします。

2つ目なのですが、同じく保留なされたということでどうしても確認せねばならないことがあるので、こういうことはないと思うのですが、確認させてください。まだ生きている看護師修学資金貸付枠の設定変更は、解釈によっては新卒看護師の確保抑制をすると捉えることもできると考えています。つまり初任給基準を見直さなくとも新卒看護師の採用を減らし、会計年度任用職員と既卒者の採用割合を恣意的に上げることによって実質的に初任給見直し案と同等の昇給抑制などの効果を得ようとするのではないかという懸念がちょっと出ましたので、このようなことが起これば将来の人員確保に大きく影響しかねないので、3つお伺いします。

1つ目、来年度採用する新卒者、既卒者の割合について、現在分かっている範囲で結構ですので教えてください。また、昨年までと比べて割合に顕著な変化があるようでしたら、その理由と分析についても教えてください。

2つ目、来年度の看護師、会計年度任用職員の数はどのように変化する予定な

のか、現在分かる段階でいいので、教えてください。

3つ目、来年度以降における看護師等に対する人員確保について、看護師経験等を有した既卒者採用の際に経験年数に応じた号給を加算するとなっていますが、例規のほうの初任給基準表、100分の100以下と表記されていることから、議会承認を経ずとも病院だけで下げる、いじることができるのかなと考えています。次年度以降の割合をどのようにする方針ですか。また、個別に算定するような数字であるということは重々承知していますがけれども、どこでどのように算定しているのかと今までの算定は100は割っていたものなのでしょうか。以上4点お願いします。

金子次長

それでは、一点一点ご答弁を申し上げます。

まず、初任給の保留について病院職員への説明と受け止めてもよろしいですか。

(「はい」と言う声あり)

金子次長

病院職員への説明は、まだこのことについてはしてございません。今回の厚生常任委員会の場でお話するのが初めてでございます。今後、一旦保留にさせていただくという経過については、形はまだ決めていませんけれども、病院職員のほうにも伝達をしていきたいと考えております。

2点目にいただいたのが看護師の採用人数の見込みということでございますので、来年度に向けては18名を採用予定でございます。既卒が1名、新卒が17名ということで予定をしております。

3点目にいただいた会計年度任用職員の次年度に向けての動きということでございますけれども、従来から申し上げておりますとおり退職者不補充ということで考えておりますので、意図的に退職を促したりだとか、そういうようなことではなくて、時期もまだそういった次年度に向けての会計年度任用職員との面談の時期でもないものですから、ご本人の意思を尊重して今後、そういった時期にご本人の意向を確認していくということになってまいります。

4点目にいただいたのが次年度以降の看護師の既卒者の確保についてご質疑されたかと思うのですが、既卒者については今あまり想定していないというか、基本的には新卒とは考えていますけれども、仮に既卒者の方で採用するということになった場合は100分の100以下というふうに定められているところを、看護師の場合は資格で採用しているということで基本的には100分の100で考えております。これは、今後も方向性、方針としては変わらず100分の100で算定をしたいと考えています。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

質疑がないようですので、(2)については報告済みといたします。

続きまして、(3)について説明を求めます。

(3) 経営状況について

倉本課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

荒 木

ちょっと教えていただきたいのですが、今ご説明があったとおり10月末にマイナス3億円ということなのですが、これは金融機関からの一時借入れということでしょうか。

倉本課長

一時借入れではなくて、市の会計間の中で運用しております。

- 荒 木 前の経営強化プラン推進委員会の資料の中で、会計間運用でやっているの、借入れはないというふうに書いてあるのです。会計間の運用というのは、要するに一般会計の繰入金のことをおっしゃっているのですか。
- 金子次長 繰入金とはまた別で、市のほうで持っているキャッシュフロー上の現金があるところからお借りをするという一時的な会計間の運用をしているということですか。
- 荒 木 参考までに、それはどの程度まで通用する話なのか、よく分からないので教えてください。
- 金子次長 市の現金残高で運用できる限りはするのですが、一時借入金と荒木委員がおっしゃっているのは、オーバーナイトという表現をするのですが、年度を越すというときには一時借入れをしなければなりません。連結決算なので、市も病院も一体のものなので、市から借入れして年度を越すということができないのです。そのために年度を越すときにだけ一時借入れをして、現金がある限りは市のほうから会計間運用という形で、これまでもマイナスが起きて、さらにプラスが起きてと年間の中で本当に変動が大きいものですから、そのような形で運用しております。
- 委員 長 ほかに質疑ございますか。
(なしの声あり)
- 委員 長 質疑がないようですので、(3)については報告済みといたします。
ここで所管を入れ替えますので、暫時休憩いたします。
休 憩 10:18
再 開 10:19
- 委員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
市民生活部、(4)について説明を求めます。
(4) 令和7年度一般会計補正予算について(中空知衛生施設組合負担金)
(別紙資料に基づき説明する。)
- 上本主任主事 説明が終わりました。
委員 長 質疑ございますか。
(なしの声あり)
- 委員 長 質疑がないようですので、(4)につきましては報告済みといたします。
ここで所管を入れ替えますので、暫時休憩いたします。
休 憩 10:21
再 開 10:22
- 委員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
福祉部、(5)について説明を求めます。
(5) 令和7年度一般会計補正予算について(障害者自立支援給付支払等システムの標準化対応の延期に伴うシステム改修委託料の減額、障害者自立支援給付支払等システム改修委託料の支払いに係る債務負担行為の設定)
(別紙資料に基づき説明する。)
- 谷内係長 説明が終わりました。
委員 長 質疑ございますか。
(なしの声あり)
- 委員 長 質疑がないようですので、(5)については報告済みといたします。
続きまして、(6)について説明を求めます。

(6) 専決処分について (令和7年度一般会計補正予算)

三並課長補佐
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

山 口
三並課長補佐

この対象になった施設数を教えてください。

対象となった施設でございますが、まずこの事業に対して対象となる施設が市内に7法人14施設ございます。そのうち、本事業の活用を希望したのが3法人6施設となっております。

山 口
山崎課長

これは、前回ちょっとミスったやつでいいのですね。

それについては、申し訳ございませんが、答弁を控えさせていただきたいかと思ひ……

鎌田部長

過去に事務手続の不手際があったという話と今回の専決処分での補正は、基本的には関係ないということです。改めて募集があったことに対してこのような手続を取ったということをご理解願いたいと思います。

山 口

市長があの後何回も行ってお願いしていたので、そういう成果なのかなと思ったけれども、それは関係ないということですか。

鎌田部長

すみません。そのところは、はっきりと関連性があるかないかということについては私は申し上げることができません。国のほうの判断で行き渡っていないということがあり、かつ予算的な部分で実施できるというような中身があったので、追加で募集があったというふうに理解しています。

委員長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、(6)については報告済みといたします。

続きまして、(7)について説明を求めます。

(7) 令和7年度介護保険特別会計補正予算(第2号)について

大川係長
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、(7)につきましては報告済みといたします。

ここで所管を入れ替えますので、暫時休憩いたします。

休 憩 10:32

再 開 10:33

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

健康こども未来部、(8)について説明を求めます。

(8) (仮称)子育てと健康の拠点複合施設の事業化について

景由部長
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

高 橋

4ページ目のソフト面との同時展開というところなのですけれども、4ページ目の中から4つほど質疑させていただきます。

まず、各種専門職人材の確保というところなのですけれども、例えばどんな職種が今足りていなくて、どれぐらい補充したいと考えているのかということを知りたいのと、キャリアアップを目指す適切な専門職人材の持続的な確保とい

うふうに書かれているのですけれども、これは例えば研修ですとか資格取得の
できるような環境を目指していきたいのか、将来像をもう少し具体的に聞きたい
です。

それから、その下の整備スケジュールなのですから、結構急ぎでやらなけ
ればいけないというのが伝わってきたのですが、例えば子育て世帯に意見を聞
いて反映するような機会を設けるような余裕というのはあるのか、そういう可
能性はあるのかということです。

4つ目が、保健センターだけ仮移転すると書いてあるのですけれども、先に仮
移転するという事柄なのですが、これは市役所内に仮移転するのか、どこに行
くのかということを知りたいです。

景由部長

まず、1点目から順にお答えしたいと思うのですけれども、人材、専門職の種
類ということでございますけれども、今現在募集をしているのは保健師、保育
士、言語聴覚士といったところになります。今後予定をしているといえますか、
やっていきたいと考えている事業で必要になってくるのは心理士系の資格です
とか、あるいは作業療法士、そちらのほうも確保していく必要があるだろうな
というふうに考えてございますが、その辺はソフトの展開、政策の協議ととも
に併せて協議をしていきたいというふうに考えてございます。

あと、キャリアアップを目指す適切な専門職人材の持続的な確保ということで、
この環境自体がキャリアアップ、スキルアップにかなり寄与するというふう
に自負しております。OJTということになるかもしれませんが、多くの
専門職が一点に集まって業務をしていくということで、より広く、自分の専門
知識だけではなくて広く知識を得て、仕事を通して学ぶことができるというこ
の環境に魅力を感じていただける向上心のある人材を確保していきたいとい
うことの意味合いで書かせていただいているところです。

あと、整備スケジュールでございますけれども、子育て世帯の意見というこ
とでソフト面展開におきましては随時ご意見をいただきながらこども計画等々
でも反映をしていきたいなというふうに考えてございますけれども、ハードに関
しては我々の施設の性質からいってサービス提供側がより効率的、効果的にサ
ービスを行える配置にしたいと、そうすることがベストかなというふう
に考えていますので、ハード部分については、申し訳ないですけれども、我々のほう
で決めさせていただきたいというふうに考えてございます。

それと、保健センターの仮移転先ということでございますけれども、幾つか候
補を絞りまして交渉させていただいている途中ですので、具体的な場所につ
いてはここでは控えさせていただきたいなというふうに思いますけれども、1つ、
保健センターにつきましては医療法上の認可というハードルがございますので、
それをクリアできるような建物を今選定をし、交渉しているところでございま
す。

委員長
荒木

ほかに質疑ございますか。

以前の委員会でもこの事業については優先度が高いというふうに発言してきた
こともあって歓迎するのですが、1点だけ。

ここで補助金の関係、それから交付税措置率の期間延長など、重要なイニシヤ
ルコストの検証をされていますが、もう既にそう思われているのかもしれませんが、
どういうタイミングで確定まで至らなくてもいけるというふうになるの
か、確実にこれでいけますというタイミングが分かればお願いします。

景由部長 本当に正式にということでご答弁をさせていただきますけれども、年度を明け
てすぐのタイミングというふうに想定してございます。

委員 長 山 口 ほかにも質疑ございますか。
とっても有利な補助金で歓迎するところなのですが、危惧するのは今滝
川市の財政について市立病院の赤字のこともあって市民にはお金がないとい
うようなことを言っているわけです。それで、駅前もストップしているのです
けれども、ここで40億円のを建てるのは、確かに若い人にはとっても有利な
内容なので、やるべきだというふうに思いますし、市の財政からすると大した
負担ではないので、私もこれはいいなと思うのですが、市民へ説明する
のにかなり丁寧に言わないと、お金がないって言うていたではないかとい
うことになると思うのです。そこら辺は、どういうふうに考えていますか。

和田部長 委員のおっしゃるとおりかなというふうに思います。有利であることは間違い
ありませんので、これを逃す手はないということでのこの時期に事業化できれば
ということ今進めていきますけれども、これからの施設整備をいろいろと予
定しているところを考えると決して影響がないということではありませんので、
その辺りをどう説明していくかなということと、それから施設整備に活用して
いこうとしている基金につきましては現在はある程度の残高を確保している
ということですので、この事業を今進めることによって急に財政状況が悪化する
かということについては、ある程度平準化をして負担していきますので、そ
ういったことはないというふうに思っておりますが、その辺りの今後の施設
整備をどう進めていくのかということも含めてどのように市民の皆様へ説明
していくかというのは、これは私どもも考えてしっかりと丁寧に説明して
いきたいというふうに思っております。

委員 長 ほかにも質疑ございますか。
(なしの声あり)

委員 長 質疑がないようですので、(8)につきましては報告済みといたします。
続きまして、(9)について説明を求めます。
(9) 滝川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する条例について
(別紙資料に基づき説明する。)

伊藤係長 説明が終わりました。
委員 長 質疑ございますか。
(なしの声あり)

委員 長 質疑がないようですので、(9)につきましては報告済みといたします。
続きまして、(10)について説明を求めます。
**(10) 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣
府令の整備等に関する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に
ついて**
(別紙資料に基づき説明する。)

伊藤係長 説明が終わりました。
委員 長 質疑ございますか。
(なしの声あり)

委員 長 質疑がないようですので、(10)につきましては報告済みといたします。
続きまして、(11)について説明を求めます。
(11) 令和7年度一般会計補正予算について(健康管理システムの標準化の延

期に伴うシステム改修委託料等の減額、健康管理システム標準化対応委託料の支払いに係る債務負担行為の設定)

坂本保健師
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

質疑がないようですので、(11)につきましては報告済みといたします。

ここで所管は退室願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:06

再 開 11:07

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2 請願第2号 市民のいのちと健康を守る「地域医療」を維持するために衆参議院・政府及び関係省庁への「意見書」上申を求める請願について

委員長

次の大きな2番、請願第2号の審査に移ります。

本件は、議会閉会中の11月18日に議長から本委員会に付託されたもので、本日は請願者であります滝川共同行動連絡会代表の小松均様、紹介議員の寄谷議員のお二人にご出席をいただいております。本日はお忙しい中、本委員会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。寄谷議員には後ほど本請願の趣旨についてご説明いただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。紹介議員から簡潔に請願趣旨を述べていただいた後、各委員から質疑を行い、討論、採決を行うものとし、本日の審査は質疑までといたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、紹介議員の寄谷議員より請願の趣旨説明をお願いいたします。

寄谷議員

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

福 井

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

全体を通してと、あと要求項目が4つありますので、要求4つに対してもお伺いします。

地域医療についてすごく志の高いお話をいただいております、我々の努力を認めていただいているとありがたく思っています。

まず1つ、主題は地域住民の医療を受ける権利ということなのか、医療危機打開なのか、どちらかというのが1つ目の質疑です。

次に、各4つ、このようにしてほしいと請願書のほうに書いてある部分で1個1個お伺いしていきます。1番目の部分で、2025年度の補正予算で補填してくださいというふうにあります。国でもこういった部分は検討中の部分があるかとは思いますが、財政赤字を補填するというのが、各病院は実情も様々だと思ってしまうので、こういった感じでお求めになったのかを教えてくださいらなと思います。また、総論でなく各論として、滝川市は中空知が選定されているモデル地域の部分なので、こういう訴えをするというのは、モデルのところからそういう訴えをしているから全部がそういうふうになるというふうには兼ね合いとしてならないのではないかなというのをどのように整理されているの

かをまず教えてください。

あと、2番目の診療報酬の改定の見直しの部分についてなのですが、改定は定期的に行われていて、おっしゃっていた時間のずれ、間に合わないなどというような部分は理解できるのですが、医療を受ける権利として要求されている以上、受益者負担の観点からも議論をされていらっしゃるのかなど、患者負担率についての言及とかがないので、この辺はどのように捉えていらっしゃるのかということをお聞かせください。

3つ目の質疑、雑駁に言うと、病院の消費税を免除してくださいということなのですが、免除すれば同じく困窮している医療施設に物品を納入している業者さんの負担になってスライドしているだけではないかなというふうに僕は思ったのですが、この辺はどのように捉えていらっしゃるのか。それと物価上昇による改定のタイムラグと消費税免除は別次元の話なのではないかなというふうにも思いましたので、このような課税制度に対して公平性を著しく欠く要求は、言い方はちょっと誤解を恐れずに言いますが、医療現場の困窮をこうかつに利用した税制度全体に対する政治思想の刷り込みに思われるので、その辺どのように思われているのかをお聞かせください。

4つ目です。医師偏在是正というのは、恐らくもういろいろと国でもやっているのですが、この4番は国や政府が医師や看護師などに対して勤務地の強制を持たせることを指しているのか確認させてください。

以上5つです。

寄谷議員

まず、1点目ですが、危機を打開することなのか医療を受ける権利なのかということですが、これについては表裏一体の関係にあると思いますので、どちらかということとは考えておりません。

それから、個々の要求についてお答えします。1点目の財政赤字の補填ですが、各病院によって状態というのは違いますが、診療報酬の改定、これで年度年度の穴埋めをしているというのでは追いつかない状態、本市においても昨年度8億円の赤字が出ていて、その辺について各自治体病院というのは大きな負担を抱えていますので、それについてある程度国のほうで補填することが必要ではないかということでも考えました。

それと、モデル地域に指定されているということですが、これは中空知の病院間の連携ということで、医療の費用についてどうするのかということとは別な問題ですので、モデル地域に指定されていてもそのモデルを取って国の財政について影響するということとは別なことと考えております。

2点目の受益者負担については、もう少し後で質疑の趣旨を確認したいので、そこは置いておかせてください。

それから、3点目ですが、医療機関は最終の消費者ということで、これまで医療機器とかを購入した費用というのを患者さんに転嫁するということではできません。ですが、それで病院が負担するということになれば、消費税については事業者が負担しないということと矛盾することになりますので、診療報酬の中に消費税については含ませて、それを患者さんから徴収するということが実質的に病院が負担することのないようになっていきます。ですが、それで診療報酬と実態とが一致していれば病院が負担するということはないのですが、今のように入力診療報酬が低いということになれば実質的に病院がその分を負担することになってしまいます。ですので、私たちが求めたいのは、消費税分については

診療報酬に上乘せするのではなく、例えば物を輸出する場合にはそれまで負担した消費税というのは国のほうから還付される、そういう仕組みになっていますので、診療報酬とは別に消費税については返還できるような、そういう手続とかを求められないかと、そうなれば前の事業者さんに負担をかけることもありませんので、先ほど福井委員がご心配されたような懸念というのはないかと考えております。政治的な問題ではありません。

それから、4点目の医師等の偏在ですが、それについては勤務地を強制するというのではなく、私たちは医師の偏在もありますけれども、前提として医師そのものが少ないというふうに考えておりますので、医師を増やして地方にも来れるような、そういう環境を整えるということで考えております。先ほど懸念された勤務地を強制するということを私たちは求めているのではないことをご理解願いたいと思います。

すみませんけれども、先ほどの2点目についてもう一度ご質問お願いできますでしょうか。

福 井

2つ目、読みます。診療報酬を見直し、物価高騰、医療従事者の人件費引上げに対応する適切な診療報酬にしてくださいというのは、それだと保険点数が上がるということなのです。保険点数が上がるというのは、自己負担3割の人、2割の人というその掛け率に合った形で上がるという部分も1つ議論としてはありなのですけれども、これは国に出すものですから、国の立場に立つて言うと、今医療費を削減せねばならないからどうしようかというふうに悩んでいる中で、我々滝川市でいうと患者さんの受益者負担が3割のところ35パーセントになったりとか、そういうような受益者負担についての議論がここに出ていないのは片手落ちではないですかという質問が2番です。

再質問も一緒にやってしまうと、この問題と次の3番の消費税の問題なのですけれども、保険点数算定時点で先ほども寄谷議員がおっしゃったように既に消費税分が入っているのをさらに免除するというのは、ほかの業種、その消費税という税制度で回っている業種の人たちに対して不公平感が出るのではないかなというふうに考えているので、その辺りをもう一度お聞かせいただけたらなと思います。

小松代表

滝川共同行動連絡会の代表をして事務局を担当しております滝川労連の小松といます。今日私たちが市議会に4項目に絞って請願項目を出した要因は、滝川市立病院の事業会計を困難にしている原因がこの4項目にあるのではないかとというふうに私たちが学習会などを開きまして出た結論です。ですから、福井委員から質問があるような医療全般をめぐって今医療危機を抱えている原因全般に対する解決を求めるような意見書を求めているものではありません。ですから、極めて滝川市立病院の事態を打開する上で何が必要なのか、そしてその必要なことが国の責任として対応してもらえなければならないというふうに考える4項目を絞って請願しているものです。その点で審議等、ご理解をいただければ、難しく考えなくてもいいのではないかとというふうに私は考えます。

それで、幾つか寄谷議員の回答と重なるかもしれませんが、補足させていただきますと、診療報酬の公定歩合は2年に1回改定されますが、毎月のように新聞報道されていますように物価高騰は毎月上がり続けています。先月などは2万品目、特に食料品などを中心に上がっている状況が新聞で報道されています。ですから、診療報酬の改定が病院で必要としている資材や医療品目についての

値上げに追いついていかないからこそ、赤字の大きな原因になっているのは、病院の対策委員会からの報告などを聞きますと物価高騰に追いついていない消費税の問題がやはり大きいというふうに思いますし、改定がそこに追いついていないということが大きいというふうに思いましたので、私たちはこの要求を出したということです。そのほか、類似薬の問題とか、高額医療費の限度額引上げとか、いろんな問題がありますが、今の臨時国会でもいろんな党の皆さんが質問を上げています。私たち市議会の中でもいろいろ類似薬問題とか、高額医療費の問題とか、医療費全般の問題をどうするかは意見の分かれるところがありますし、議論を尽くさなければならない問題があるというふうに思います。しかし、緊急課題として、この臨時国会の補正予算は具体的にまだ提案されておりません。ですから、この臨時国会の補正予算に間に合うような形で滝川市議会が意見書を上げてもらう上で全会派が多少の医療危機の全般の意見が違って滝川の市立病院の対策としてはこの4項目が意見一致を見ることができのではないかとことを思いまして、私たちはこの4項目に絞って上申を求めてお願いをしたところです。そこでのご理解をお願いしたいと思います。

委員長
寄谷議員

寄谷議員、補足説明ございますか。

今の小松さんの説明になかった部分を一点補足します。

先ほど福井委員のほうから前の事業者さんとの関係で不公平になるのではないかとご質疑がありましたが、消費税については最終の消費者が負担することですので、前の事業者は転売なり、次に売るときに自分がその前に支払った消費税については上乗せして売っていますので、事業者さんは負担していません。ですから、そういう不公平というのはないことを申し添えたいと思います。

委員長
木下

ほかに質疑ございますか。

福井委員と少し重なるかもしれませんが、3番目の中に医療機関、病院は最終の消費者でありと書いていますけれども、その最終の消費者という意味がちょっと分からないので、それを説明してください。

寄谷議員

皆さん病院に行かれて料金を支払ったら領収書を頂くと思うのですが、それを見ますとほかの商店なんかと違って消費税という項目はありません。医療費については、消費税を課さないということがありますので、病院の診療の中では消費税というものは出てきません。ですので、病院にとっては、その前に仕入れた医療機器とかにかかっている消費税についてはほかに転嫁することはできない状態になっています。そういう意味で、最終の消費者は患者ではなくて病院であるということを受け取っていただきたいと思います。

小松代表

これは、分かりやすいと思うのです。私たちが商店やスーパーで物を買ったときに食品だと8パーセントとか、そのほかも10パーセントの消費税を払います。私たちが消費者として最後の消費税の負担というか、払うことになります。病院の場合は、窓口で診療報酬を払うときに公定歩合の診療報酬に消費税は含まれていると言われているので、病院側に窓口負担や何かの医療費を私たち患者が払うときには、そこに10パーセントの消費税を求められることはないわけです。ですから、私たちは患者さんが医療費を払うのは最後の消費者ではなくて、病院側が最後の消費者、こういう意味でこういう言葉を使わせてもらいました。分かりづらいかもかもしれませんが、そういう意味です。

委員長

ほかに質疑ございますか。

三 上

小松代表、先日はどうもお越しいただきましてありがとうございます。

この意見書案の中で4項目あります。ほぼ大筋は、私としては賛同できるものだと思っております。ただ、先ほど来質疑があったように、3番目の最後の部分、医療器材、資材、それから物資の消費税負担を免除するという部分、これは分かるのです。今まで国はいわゆる人件費だとか物価高騰だとか、そういったことを見込んで上乘せ、ポイントをかさ上げしているということで診療報酬改定をしているのですけれども、なかなかそれが反映されていないので、こういう文言になってきたのだなと思うのですけれども、2つ質疑があります。1つは、診療報酬改定もそうですけれども、最終的に国民の負担に跳ね返ってくる、あるいは患者さんの負担に跳ね返ってくるということについてはどのように考えるか。

2つ目が、結局今いろんな団体で、いわゆる医療費とか、その消費税として控除できない分がすごく問題になっているのです。これを解決する手法として、消費税をゼロにすれば一番いいのしょうけれども、軽減税率の導入をしたらどうなのかという意見、そういう方向に向いているみたいなのですけれども、そのことについて質疑しておきたいと思います。

小松代表

患者負担に返ってくるというか、減免や診療報酬そのものを軽減した分を、病院が赤字だから患者さんからの窓口負担をもっと増やそうなどということでは病院側の収入は増えるけれども、患者さんの負担が多くなります。滝川市立病院の場合の原因の中には患者さんの負担が少ないからなどというのではなくて、患者さんの外来も入院も減っています。これをコロナ前の人数に戻せば一定程度やっぱり収益は確保できるわけですから、私たちはその点の患者負担を診療報酬の引き上げに求めるのでは基本的な解決にはならないのではないかとこのように考えました。

それから、消費税に関わるものは、私たちは政策的な能力や知識まで十分に持って請願しているわけではありませんが、今お話がありましたように、ガソリン税のように分かりやすく暫定税率をやめて、そして引き上げることが目に見えるような形で実施されているものがあります。だから、病院なら病院、教育なら教育という公共性のあるところで負担する、そういう場合に消費税をどう扱うにするのかというのは私は政治の役割として検討に値するテーマではないかというふうに思うのです。ですから、その点で病院経営について滝川の市立病院だけでなく全体としてこんなに医療危機が言われているときに、それとの関わりで消費税の問題をぜひ減免してください、やめてくださいという要求を単純に請願していただいたほうが、政府の責任といいますか、財務省の責任で検討に値するのではないかというふうに考えて、私たちの能力の範囲でこういう表現になったものです。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

討論、採決につきましては、12月3日水曜日、議会運営委員会終了後の次回委員会で行いますので、会派等に持ち帰り、意見の取りまとめをお願いいたします。

以上をもちまして本日の請願第2号の審査を終わります。

小松様並びに寄谷議員におかれましては、本日はお忙しいところご出席いただ

き、ありがとうございました。どうぞご退室ください。

また、報道各社もここで退室を願います。

3 第4回定例会以降の調査事項について

委員長 次に、大きな3番、第4回定例会以降の調査事項につきましては、別紙のとおりとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、そのように確認いたします。

4 その他について

委員長 次に、4、その他につきまして委員の皆様から何かございますか。

(なしの声あり)

委員長 事務局から何かございますか。

(なしの声あり)

5 次回委員会の日程について

委員長 ないようですので、次回委員会の日程についてですが、今回は12月3日水曜日、議会運営委員会終了後でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、第24回厚生常任委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 11:33

令和7年11月18日

滝川市議会議長 山本正信様

滝川市長 前田康吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

令和7年10月31日付け滝議第75号にて通知のありました第24回厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いいたします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いいたします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	和田英昭
市民生活部長	横山浩丈
市民生活部くらし支援課長	田上智章
市民生活部くらし支援課長補佐	種田佳宏
市民生活部くらし支援課係長	米内健二
市民生活部くらし支援課主任主事	上本匡史
福祉部長	鎌田清孝
福祉部福祉課長	林裕樹
福祉部福祉課長補佐	神馬由佳
福祉部福祉課係長	谷内謙太
福祉部介護福祉課長	山崎仁嗣
福祉部介護福祉課長補佐	三並義紀
福祉部介護福祉課係長	大川聖和
健康こども未来部長	景由隆寛
健康こども未来部子育て応援課主幹	井谷永里子
健康こども未来部子育て応援課係長	伊藤崇
健康こども未来部子育て応援課政策推進室長	高橋伸明
健康こども未来部子育て応援課政策推進室係長	高澤優
健康こども未来部健康づくり課長	運上明子
健康こども未来部健康づくり課主幹	高橋浩樹
健康こども未来部健康づくり課係長	荒町あゆみ
健康こども未来部健康づくり課保健師	坂本昇平
市立病院事務部長	柳圭史
市立病院事務部次長	金子和史
市立病院事務部事務課長	倉本真吾

市立病院事務部事務課長補佐
市立病院事務部事務課主査（専門員）
市立病院事務部事務課主任主事
市立病院事務部医事課長
市立病院事務部医事課長補佐
市立病院事務部医事課係長
市立病院事務部医事課主任主事

古 山 貴 昭
堀 勝 一
畑 原 秀 樹
青 山 和 美
矢 野 健 介
藤 原 元 美
井 内 雄 大

（総務部総務課法制文書係）

第24回 厚生常任委員会

日時 令和7年11月21日(金)
午前10時00分～
場所 第二・第三委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1 所管からの報告事項について（◎印は議案関連）

《市立病院》

- ◎ (1) 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について (資料) 市立病院
- (2) 令和7年度滝川市立病院経営強化プラン推進委員会の開催報告について (資料) 市立病院
- (3) 経営状況について (資料) 市立病院

《市民生活部》

- ◎ (4) 令和7年度一般会計補正予算について（中空知衛生施設組合負担金） (資料) 暮らし支援課

《福祉部》

- ◎ (5) 令和7年度一般会計補正予算について（障害者自立支援給付支払等システムの標準化対応の延期に伴うシステム改修委託料の減額、障害者自立支援給付支払等システム改修委託料の支払いに係る債務負担行為の設定） (資料) 福祉課
- ◎ (6) 専決処分について（令和7年度一般会計補正予算） (資料) 介護福祉課
- ◎ (7) 令和7年度介護保険特別会計補正予算（第2号）について (資料) 介護福祉課

《健康こども未来部》

- (8) （仮称）子育てと健康の拠点複合施設の事業化について (資料) 健康こども未来部
- ◎ (9) 滝川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する条例について (資料) 子育て応援課
- ◎ (10) 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (資料) 子育て応援課
- ◎ (11) 令和7年度一般会計補正予算について（健康管理システムの標準化の延期に伴うシステム改修委託料等の減額、健康管理システム標準化対応委託料の支払いに係る債務負担行為の設定） (資料) 健康づくり課

(終了後、所管の退室)

- 2 請願第2号 市民のいのちと健康を守る「地域医療」を維持するために衆参議院・政府及び関係省庁への「意見書」上申を求める請願について
(令和7年11月18日受付・別紙)

(終了後、報道各社の退室)

- 3 第4回定例会以降の調査事項について～別紙

- 4 その他について

- 5 次回委員会の日程について

令和7年12月3日(水) 議会運営委員会 終了後

○ 閉 会